

高年齢雇用継続基本給付金受給による、特別支給の 老齢厚生年金の支給停止または支給停止解除が行わ れなかったことによる年金支給額誤りについて

1. 概 要

働きながら特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、雇用保険の「高年齢雇用継続基本給付金」（以下、継続給付金（※）という。）を受けた期間について、年金額の一部が支給停止されます。

平成 27 年 10 月 1 日以降に継続給付金の受給に変更があった方について、継続給付による年金の支給停止や支給停止解除が行われていませんでした。

誤った年金のお支払をしたお客様には、ご迷惑をお掛けし、深くお詫びいたします。

※継続給付金は、賃金月額が、雇用保険制度において算定された 60 歳に達した時点の賃金月額の 75%未満のときに受給し、75%以上のときに停止されます。

2. 原 因

被用者年金一元化法の施行（平成 27 年 10 月 1 日施行）に伴うシステム改修の中で、継続給付金の受給による支給停止や支給停止解除を判定するプログラムに誤りがあったことが原因です。

誤った部分については、すでにシステム改修を実施しています。

3. 該当のお客様への対処について

- ・ 該当するお客様の年金は、正しい金額に訂正しています。10 月支払分から正しい金額でお受け取りいただけます。追加してお支払する年金があるお客様につきましては、9 月 15 日にお支払いいたします。
- ・ 年金をお返しいただく必要のあるお客様につきましては、お返しいただく金額を、順次お知らせいたします。
- ・ ご自身が対象になるのかご不明の方や返納方法などご不明な点につきましては、ねんきんダイヤルまでご連絡をお願いいたします。

《ねんきんダイヤル》

電話番号：0570-05-1165

050 から始まる電話でおかけになる場合には

電話番号：03-6700-1165

【受付時間】 月 曜 日 午前 8:30～午後 7:00
火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
第 2 土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後 7:00 まで相談をお受けします。

※祝日（第 2 土曜日を除く）はご利用いただけません。